

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 _____ 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><u>(公募によらない指定管理者の候補者の選定)</u></p> <p>第5条 <u>前条の規定にかかわらず、公の施設の性格、規模、目的等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行う必要があると町長が認めたときは、出資法人又は公共団体若しくは公共的団体を候補者として選定できる。この場合において、候補者は、前条各号のいずれにも該当するものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 <u>前条の公募に応じて</u>指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><u>(公募によらない候補者の選定)</u></p> <p>第5条 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の公募によらず、候補者を選定することができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条の規定による申請がなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>公の施設の性格、規模、目的等を考慮し、地域等の活力を活用した管理を行う必要があるとき。</u></p> <p>(3) <u>公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</u></p> <p>(4) <u>本町の施策その他の事由により、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。</u></p> <p>2 <u>第3条及び第4条の規定は、前項の規定により候補者を選定する場合の手續について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>